

平成 25 年度

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）の受付について

【県外建設業者】

徳島中央広域連合が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する方は、次のとおり一般競争札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）を提出してください。

1. 参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加できません。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書を提出する年の前年の 12 月 31 日まで建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けていない者

2. 提出期間 平成 25 年 1 月 15 日（火）～ 平成 25 年 1 月 31 日（木）

[注]今年度より提出期間が変更しています。ご確認ください。

3. 提出先・問い合わせ先

〒776-0013

徳島県吉野川市鴨島町上下島 21-1

徳島中央広域連合消防本部・東消防署庁舎 3 階

徳島中央広域連合 事務局総務課 tel : 0883-22-2255

[注]提出先住所が平成 24 年 4 月より変更しています。ご確認ください。

4. 提出方法 持参又は郵送（平成 25 年 1 月 31 日（木）消印有効）

【持参の場合】受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く。）

5. 有効期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（2 年間）

6. 提出書類 別添提出書類一覧表のとおり

No	提出書類一覧	部数
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【原本】（建設工事）＜徳島県様式第1号又は中央公契連統一様式＞：申請書 印については、使用印鑑届実印を押印のこと。	1
2	営業所一覧表【写し可】＜徳島県様式第2号又は中央公契連統一様式＞：申請日現在で作成。支店等営業所が他にない場合も本店のみ記入し作成。	1
3	法に基づく建設業の許可を受けていることを証する書面【写し可】：次の①②③のいずれか。 ①建設業許可通知書 ②建設業許可証明書 ③建設業許可申請書 （建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号[別表を含む]で申請日直近のもの[受付印のあるもの]）：許可取得後に業者カード記載の営業所に係る事項（所在地・業種等）に変更があった場合は、受付印のある変更届出書（建設業法施行規則第9条第1号に定める別記様式第22号の2）を併せて提出のこと。	1
4	納税証明書【写し可】（直前1年間分）：非課税の場合も納税証明書は全て発行されますので、必ず提出のこと。 ア. 法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税（所管する税務署発行） 法人（その3の3）、個人（その3の2） イ. 県民税及び事業税（徳島県財務事務所発行：県内に営業所等を有する業者のみ） 法人（法人県民税及び法人事業税）、個人（個人事業税） ウ. 市町村民税の納税証明書（完納証明書） *法人が阿波市及び吉野川市に納税義務を有する場合 → 法人の市税の完納証明書〔市役所で発行〕 【個人の場合代表者のみ】	1
5	建設業退職金共済組合加入・履行証明書【写し可】（総合評定値通知書で建設業退職金共済制度が「無」の場合のみ）	1
6	登記事項証明書【写し可】（法人の場合）、身分証明書【写し可】（個人の場合）	1
7	委任状【原本】（年間委任の場合）：年間受任者は、建設業法上の営業所に置く職員でなければならない。また、年間委任する場合、希望業種は当該営業所に許可されている業種に限る。委任期間は、平成25年4月1日～平成27年3月31日。様式は任意。	1
8	経営事項審査の結果を証明する書面【写し可】：総合評定値通知書（審査の基準日が平成23年10月1日以降で申請日直近のもの。A4サイズに縮小のこと）	1

注) 業者カード【提出不要】

7. 提出書類の注意事項

- (1) 様式は、徳島県様式又は中央公契連統一様式を使用していただいてもかまいませんが、一部、徳島中央広域連合指定様式もありますので、ホームページに掲載しています当該申請様式にて確認及びダウンロードして提出してください。
- (2) 提出書類は、一覧表の順番にA4ファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表面及び背表紙に「平成 25・26 年度参加資格審査申請書」並びに「商号又は名称」を記載してください。
- (3) 各証明書類は、申請書提出時の直前3ヶ月以内の発行のものとしします。
- (4) 提出書類一覧表において、「【原本】・【写し可】」の区別を表記していますので、十分確認の上、提出をお願いします。
- (5) 納税証明書の欄、ア法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税（所管する税務署発行）については、その1・その3での提出でもかまいません。
- (6) 資格有効期間が2年間ありますが、その期間の必要提出書類は以下のとおりです。
 - ①経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（経審の結果）は、審査基準日から1年7ヵ月の有効期限がありますので、有効期限が切れる前に、最新の経審の結果の提出をお願いします。
 - ②建設業の許可
建設業の許可について、期限が切れる前に最新の証明書類の提出をお願いします。